

岐阜県肝炎医療コーディネーター登録要綱

(趣旨)

第1条 「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(平成29年4月25日付け健発0425第4号厚生労働省健康局長通知)の基本的な考え方や目的等に従い、行政機関の窓口及び医療機関において、ウイルス肝炎の重症化予防を推進するために設置する肝炎医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)について必要な事項を定める。

(行政機関担当者のコーディネーター)

第2条 行政機関に配置するコーディネーターは、次の事項のすべてを満たす岐阜県(以下「県」という。)又は岐阜県内市町村(以下「市町村」という。)の職員とする。

- 一 県又は国立大学法人岐阜大学医学部附属病院が実施した肝炎医療コーディネーター養成講習会(「肝疾患治療コーディネーター養成講習会」を含む。以下「養成講習会」という。)を受講した者
- 二 ウイルス性肝炎対策業務に従事する者
- 三 コーディネーター間で共有する第10条第1項の登録名簿への記載に同意した者
- 四 第4条の事項を遵守できる者であると所属長が認めた者

2 所属長が岐阜県知事(以下「知事」という。)に、前項を満たす者を様式1により登録依頼する。

3 知事は前項の依頼を受け、適当と認める場合は様式2の登録証を交付する。

(医療機関従事者のコーディネーター)

第3条 医療機関に配置するコーディネーターは、次の事項のすべてを満たす者とする。

- 一 養成講習会を受講した者
- 二 肝炎医療コーディネーターフォローアップ研修会の受講に努める意志のある者
- 三 県、市町村及び肝疾患専門医療機関が行う肝炎対策に関する事業に協力する意志のある者
- 四 コーディネーター間で共有する第10条第1項の登録名簿への記載に同意した者
- 五 第4条の事項を遵守できる者であると所属長が認めた者

2 所属長が知事に様式3により登録依頼する。

3 知事は前項の依頼を受け、適当と認める場合は様式4の登録証を交付する。

(遵守事項)

第4条 コーディネーターは、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- 一 活動を行う上で知り得た個人情報、第三者に漏らさないこと。コーディネーターの登録を解かれた後も同様とする。
- 二 活動に当たっては、公正かつ親切な態度に努めること。
- 三 コーディネーターの身分を私的な利益、営業目的のために用いないこと。
- 四 知事から活動内容について報告を求められた場合には、その求めに応じ報告すること。

(活動)

第5条 コーディネーターは、次に掲げる事項を活動とする。

- 一 住民や関係者に肝炎への基本的な理解を広め、肝炎ウイルス検査の受検を促す活動。
- 二 検査で陽性となった者(以下「陽性者」という。)が速やかに肝疾患に関する専門医療機関を受診するよう促す活動。

- 三 肝炎患者に対し、適切な診療を継続して受けるよう促す活動。
- 四 前各号に掲げるもののほか、陽性者や肝炎患者へのフォローアップに関する活動。

(変更)

第6条 コーディネーターの登録内容に変更があった場合、コーディネーターの所属長は知事に様式5により変更届を提出する。

(辞退)

第7条 コーディネーターの登録内容を満たさなくなった場合又は継続することが困難となった場合、コーディネーターの所属長は知事に様式6により登録書を添付し辞退届を提出する。

(取消)

第8条 知事はコーディネーターが第4条の事項を遵守できなかった場合には、これを取消することができる。

(活動把握)

第9条 知事はコーディネーターの活動状況についてコーディネーターに報告を求めることができる。

(登録名簿)

第10条 知事は様式1及び3で得られたコーディネーターの情報により様式7のコーディネーター登録名簿(以下「登録名簿」という。)を作成し、コーディネーターに送付する。

2 岐阜県の公式ウェブサイトにて関係機関ごとにコーディネーター登録人数を公表する。

(事務局)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成29年5月1日から適用する。